

## 八千代市総合評価一般競争入札試行実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、八千代市が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする競争入札方式（以下「総合評価方式」という。）の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 総合評価方式の対象とする建設工事は、入札参加者が提示する施工計画、同種・類似工事の施工実績及び工事成績等の入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価することが適当と認められるものから選定するものとする。

2 対象工事を決定するときは八千代市競争入札等業者選定審査会（以下「審査会」という。）において審査するものとする。

### (学識経験者への意見聴取)

第3条 落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験者2名以上から意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

3 前項において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者から意見を聴かなければならない。

### (入札参加者への通知)

第4条 市長は、総合評価一般競争入札を行うときは、八千代市財務規則（平成8年3月29日規則第15号）第126条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 総合評価の方式及び落札者の決定方法
- (2) 総合評価に必要な施工計画等資料の提出に関すること
- (3) 入札者及び配置予定技術者に対し、必要に応じ提出された施工計画等資料の内容について、聴き取りを行う旨
- (4) 施工計画等を求める場合、資料に記載された施工計画が履行できなかった場合等の措置
- (5) 総合評価に関する審査結果が公表されること

(6) その他市長が必要と認める事項

(施工計画等の提出)

第5条 総合評価方式による入札に参加しようとする者は、発注する建設工事ごとに次の各号に掲げる事項のうち、指定された内容を記載した施工計画等を市長に提出するものとする。

- (1) 工事の現場状況などを踏まえ適切かつ確実に施工する能力の程度に関する施工計画等に係る事項
  - (2) 同種工事や類似工事の施工実績や工事成績、配置予定技術者の施工経験等の当該企業の施工能力に係る事項
  - (3) その他、評価項目について審査及び評価するために市長が必要と認める事項
- 2 施工計画等の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(落札者決定基準)

第6条 落札者決定基準は、評価基準、評価の方法その他の基準とする。

(評価基準)

第7条 前条の評価基準は、次の各号に定める項目によるものとする。

- (1) 評価項目 評価項目は、総合評価方式のタイプ並びに工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。
- (2) 加算点 評価項目ごとの得点の合計を加算点とし、当該加算点は10点から30点までの範囲内で定めるものとする。
- (3) 得点配分 各評価項目に対する得点配分は、その必要度又は重要度に応じて定めるものとする。

(評価の方法)

第8条 総合評価方式による評価の方法は、標準点を100点とし、前条第1項第2号で算出した加算点を加えたものを技術評価点とし、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

(落札者の決定)

第9条 落札者の決定は、評価値の最も高い者を落札者とするものとする。

2 落札となるべき同評価値の者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(入札結果の公表)

第10条 市長は、総合評価方式により落札者を決定したときは、八千代市入札結果等公表事務取扱要領に定めるもののほか、評価項目、得点配分、加算点、技術評価点、評価値について公表するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成21年11月13日から施行する。